令和８年（フ）第３３８号
鹿児島市小野４丁目20番16号
債務者　末吉　　葵
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１１４１号
東京都町田市南つくし野４丁目18番地５横田ハイツ303
債務者　伊藤　　卓
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１５３号
東京都東村山市美住町２丁目19番地２美住コーポ２―201
債務者　齋藤　咲江
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１７１号
東京都あきる野市瀬戸岡522番地ティーズ・ガーデンＡ棟204号
債務者　島崎まどか
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０１７号
神奈川県綾瀬市深谷中６丁目４番13号　グリーンヒルズＲ101
債務者　松本　一美
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４８１号
横浜市旭区東希望が丘150番地９　ヒルサイド希望ヶ丘102
債務者　村松　　愛
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５９６号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目９番１―401号
債務者　一之瀬登美枝
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２７号
横浜市旭区下川井町360番地　特別養護老人ホームさくら苑、住民票上の住所横浜市青葉区松風台32番地４　フォレスト１号
債務者　首藤　淳子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７５６号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘41番２―203号
債務者　川上眞理子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７９１号
横浜市南区吉野町２丁目５番地１　石田ビル305
債務者　入山　利徳
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８４７号
横浜市中区本牧三之谷35番12号
債務者　長澤　明子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９３２号
横浜市保土ケ谷区岩井町337番地２　パークハウス横浜保土ケ谷208号
債務者　國分　遥香
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９６１号
横浜市泉区池の谷3901番地１　特別養護老人ホーム希望苑
債務者　米山　　昇
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０７６号
横浜市都筑区荏田南５丁目19番２―205号
債務者　眞邉　和子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８２号
兵庫県西宮市上ケ原七番町１番48号
債務者　岡田　律子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５０８号
兵庫県尼崎市高田町４番３―204号
債務者　山本　　学
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係